

## マルティン・ルターの現世支配権論

長谷部 恭 男

本年（二〇一七年）は、マルティン・ルター（一四八三—一五四六）が、宗教改革の発火点となった九五カ条の論題を公表した一五一七年から五〇〇年たった年にあたる。

ルターは一五二三年三月、庇護者であるザクセン選帝侯ヨハン・フリードリヒに向けて行った説教の内容を『現世における支配権について Von Wellicher Oberkeit』というタイトルで出版した<sup>(1)</sup>。Oberkeitは、権威、権力、権力者を意味する。Wellicherという形容詞は、世俗的な、現世の、という意味であり、悪や肉欲と結び付く否定的な色彩を帯びる。時代錯誤の気味は免れないものの、現代日本における地方公共団体の権威・権限も、ルターの言う現世におけるOberkeitの一種と言つてよいであろう。

背景となる文脈の概略を説明すると、すでに一五二二年四月、ルターはヴォルムスの帝国議会で、すべてのキリスト者は等しく司祭であり、各自が自由に信仰を獲得するとのみずからの教説の撤回を拒絶し<sup>(2)</sup>、同年五月には皇帝カール五世により、法の保護を剥奪されている。

本書は全体が三部に分かれる。その内容は以下の通りである。

## 一 現世の支配権の存在理由

第一部は、現世の支配権の存在理由を扱う。パウロは「ローマ人への手紙」で「すべての人間は上位にある権威に服従しなさい。存在している権威は神によって定められてしまっているからである。したがって、その権威に逆らう者は、神の定めに反抗することになり、それら反抗する者たちは、自分自身にさばきを招くであろう。支配者たちは、善き業をなす者にとつては恐れではなく、むしろ悪しき業をなす者にとつてそうなのである」(13:1-3)と述べる<sup>3)</sup>。また、「ペトロの第一の手紙」には、「人間的な制度にはすべて、主のゆえに服従しなさい。上に立っている者としての王であれ、犯罪者を罰し、善行を積んだ者を表彰するため、王によって派遣されている者としての総督であれ。善を行ない、馬鹿な人々の無知を黙らせることが神の意思だからである」(2:13-15)とある。現世の権力は罪人を罰し、善人を守るために存在する。だから、現世の権力に服従すべきであると理解できる。

他方でキリストは、マタイによる福音書の中で、「目に対しては目を、また歯に対しては歯を」と言われたことは、あなたたちも聞いたことである。しかし、この私はあなたたちに言う、悪人に手向かうな。むしろ、あなたの右の頬に平手打ちを加える者には、もう一方の頬をも向けてやれ。また、あなたを訴えて下着を取ろうとする者には、上着をもとらせてやれ。また、あなたを徴用して一ミリオン行かせようとする者とは、一緒に二ミリオン行け」(5:38-41)と述べている。また、パウロの「ローマ人への手紙」は、「愛する者たちよ、あなたが

たは、自分で報復せず、むしろ神の怒りに場所を譲りなさい。次のように書かれているからである。復讐は私に属すること、私こそ報復する、と主が言われる」(12・19)。さらに、マタイによる福音書は、「あなたたちの敵を愛せ、そしてあなたたちを迫害する者らのために祈れ」と言う(5・44)。

あたかも、キリスト者たるもの、強制を必然的に伴う世俗の権力をふるってはならないと言っているかのようである。この問題について、ルターが「大学の詭弁家たち」と呼ぶカトリックの神学者たちは、キリスト者を「完全なる者」つまり僧侶や聖職者たちと、それ以外の「不完全なる者」に区別し、キリストのことは前者のみに向けられた勸奨であるとする。しかしルターは、こうした詭弁は聖書に全く根拠がないとして否定する。キリストのことは、完全か不完全かにかかわらず、すべてのキリスト者に当てはまるはずのものであるし、完全か否かは、信仰の堅固さによるのであり、地位や身分によるのではない。

一方で、ルターは人類を二種に区別する。神の国に属する者と現世の国に属する者である。福音のことは神の国に属する者、キリストに従う真の信仰者に向けられている。これらの人々は、権力がふるう剣や律法を全く必要としない。すべての人が真のキリスト者であったならば、世俗の権力は全く不要である。パウロの「テモテへの第一の手紙」が述べるように、「律法は正しい者のためではなく、無法な者や反抗的な者、不敬神な者や罪を犯す者、不敬虔な者や世間ずれしている者、父を殺す者や母を殺す者、人を殺す者、淫行をする者……これらの者たちのためにある」(1・9-10)。

ルターによれば、いかなる人も生まれつきキリスト者であったり、義人であったりするわけではない。むしろみなすべて罪人であり、悪人である。律法はこうした人を抑止し、正しい信仰へと導くためである。キリスト者

でない者は現世の国に、つまり剣と律法をふるう世俗の権力の下にある。そして、キリスト者とそうでない者とを比べると、前者は圧倒的に少数である。真のキリスト者はほんの疎らにしか存在しない。一つの社会または全世界を福音のことばのみをもって統治しようと企てることは、狼と獅子と鷲と羊を同居させ、放置するようなものである。羊は平和を保つであろうが、その命は長くはもたない。<sup>(4)</sup>

二種類の支配権、霊的支配権と世俗的（現世の）支配権とがある。前者は真のキリスト者を教え導く。後者は悪人を抑止し、外面的な平和を保つ。二つの支配を区別するとともに、両者とも存続させる必要がある。霊的支配権がなければ、何人も神の前に正しい者となることはできない。他方、世俗的支配権がなければ、悪が手綱を解かれて、あらゆる悪行がはびこる。<sup>(5)</sup>

真のキリスト者も、世俗の権威には従うべきである。真のキリスト者同士の間では、律法も剣も必要ではない。しかし、悪人を制してこの世の平和を保つためには、世俗の権威が必要である。キリスト者は、みずからが必要とするからではなく、他の人々にとって必要であるから、弱き隣人への愛から、すすんで剣の支配に服し、税を納め、支配権を敬い、これに仕える。悪に抵抗することのないキリスト者は、世俗の権威を必要としない。しかし、世俗の権威はあなた方を必要とする。キリスト者は権威に仕え、剣をふるって悪を罰することもする。それは、自身のためではなく、隣人のためである。

## 二 現世の支配権の限界

第二部は、現世の支配権の限界を論ずる。ルターは、これがこの説教の主要部分だと言う。

現世の支配権の果たす役割に照らすと、その権能があまりに広汎に及ぶべきでないことも、また、権能があまりに限定されることも、不適切であることが分かる。しかし、両者のうちいずれがよりましかと言えば、後者の方がましだとルターは言う。善人を殺すより、悪人を生かしておく方がましである。もともと悪人は多く、善人は少ない。

霊的支配権と現世の支配権とは、それぞれ異なる掟を持っている。現世の支配権に属する掟は、各人の身体や財産など、この世の外的事物についてのみ妥当する。逆に言えば、現世の支配権は、各人の靈魂に掟を課そうとしてはならない。人が靈魂に掟を課そうとしても、そこに神のことは存在しない。これは、教会や教父や公会議についても同じである。神のことは確かでない限り、これらの人々の言うことを信ずるべき理由はない。靈魂はすべて人の手を離れ、神の下に置かれている。

言い換えるなら、いかなる権力も、自身で認識し、知覚し得る事柄についてのみ行動すべきである。靈魂が何を思い、何を考えているかについては、神以外にはこれを知り得る者はいない。したがって、あれこれのことを信ずるようにと権力をもって命令したり強制したりすることは、無益であり、不可能でもある。そもそも、信仰の如何は各人に責任がある。誰も、人の代わりに地獄に行ったり天国に行ったりすることができないように、人

の代わりに信じたり信じなかつたりすることはできない。信仰はすべて各人の危険において、各人が良心に基づいて自律的に判断すべき問題であり、権力がそれを強制することはできない。

したがって、君侯がローマ教会への信仰を命じたり、あれこれを信ずるように命じたりするならば、あなた方は次のように言うべきである。「あなたの権限の範囲内のことを命じて下さい。そうすれば、私は服従します。しかし、あなたが信仰を命じたり、聖書を引き渡すよう命ずるのであれば、私は従いません。そのとき、あなたはみずからの権限を踏み越えており、暴君となつてゐるからです」。それに対して、君侯があなたの財産を没収し、あなたを罰するなら、祝福はあなたにある。神に感謝すべきである。

世に思慮深い君侯は稀であることに留意しなければならぬ。正しい君侯はさらに稀である。思慮深く正しい、キリスト者の君侯をいただくことは、偉大なる奇蹟である。この世はあまりに邪悪であり、賢明な君侯にあたいしない。蛙にはコウノトリがふさわしい。

異なる宗派や異端に対抗するためには、神のことはをもつてすべきであり、権力をもつて対抗することは、むしろこれらを助長することになる。正しい信仰のためという名目で火や水や鉄が使われるとき、それが全く無益であることは人々の目に明白であるため、権力の行動が正義に反するとの確信へと人々を向かわせる。正しい信仰の確立とその普及は、あくまで神のことにばにより人々の心を説得することによってなされるべきである。たとえすべてのユダヤ人と異端者を焚殺しようとも、一人としてそのために屈服したり改悛したりする者はいないだろうと、ルターは断言する。

### 三 現世の支配権の運用

第三部は、現世の支配権がいかに行使されるべきかを論ずる。これは、世にも稀なキリスト者たる君侯たるもの、いかに世を治めるべきかという問題である。しかし、キリスト者たるもの、支配したり権力をもって事を行ったりしようという考えは、捨て去るべきものである。愛によってなされない行為はすべて呪われており、愛によってなされる行為とは、利己的な欲望や利益や名誉や快楽とは無関係に、他人の利益や名誉や幸福を心から願って行われるものである。

そこでルターは、支配権の現世における任務と法規については、語らないこととしようと言う。それを語り出せば、簡単には済まないであろうし、法律書は世にあふれているからである。

ただ、賢明な君侯は法規のうわべにこだわるべきではないことを、ルターは指摘する。いかにすぐれた法律でも、やむを得ない事情がある場合には適用し得ないものだからである。賢明な君侯は、いかなる場合に法律を厳格に適用し、いかなる場合にそれを緩和すべきかを、自らの理性に基づいて判断する必要がある。あくまで理性が最高の法律である。法律の条文を墨守しさえすれば善いわけではない。

賢明さを備えない君侯は、法律の条文や法律家の助言に縛られる。それはソロモンが描く「子ども」の統治である（コーヘレト書10…16）。ルターは、領民を賢明に統治するために、すべての書物と教師にまさる正しい分別を神に練り返し乞うべきだと言う。そのためには、誠心誠意、領民の福利を図り、それに奉仕しようとする心

がけが肝要である。心中においては自らの権力と支配権を放棄し、領民にとつての喫緊の問題を解決するために尽力すべきである。

また、君侯はみずからの顧問官や部下にも監視を怠らず、万事を委ねないようにすべきである。いかに賢明ですぐれた部下であっても、その助言が本当に正しいか、君侯みずから考え、判断する必要がある。また、悪事をなす者を処分するにあつても、適切で均衡のとれた判断が必要である。一城のために一国を賭すべきではない。一人の者を処罰することでその家族一門をすべて路頭に迷わせるべきではない。

さらにルターは、君侯自身の服従義務、さらに君侯への服従義務を論ずる。彼によれば、いかなる君侯も、国王や皇帝等、みずからが臣従する上位の君主と戦争してはならない。むしろ、奪う者に奪わせるべきである。他方、不正な君侯にその領民は従うべきか。ルターは、服従する義務はないと言う。人は人間に従うよりは、神に従うべきである（使徒行伝5・29）。

#### 四 若干の考察

現世での行動のあり方に関する限り、ルターの助言は状況に応じて変転するカズイステイックなもののように思われる。賢明な君侯の判断がそうであるように、理性と分別が最高の判断基準であり、あれこれの法規や掟がそうであるわけではない。いったん決まったルールの文言に硬直的にこだわるのは、子どもじみた態度である。<sup>(6)</sup>

不正な君侯に領民は従う義務はないとルターは本書では述べるが、一五二四年秋に勃発した農民戦争にあつ

て刊行された農民戦争文書の一つ「シュワーベン農民の一二カ条に対して平和を勧告する」では、キリストを捕縛しようとしたマルホスの耳を剣で切り落としたペトロに、キリストが剣をおさめるよう命じた例を挙げて、実力闘争を慎むよう勧告している（ヨハネによる福音書18・10―11）。君侯が不正であろうとも農民は、少なくとも実力をもって抵抗すべきではない。農民戦争時におけるこのルターの態度は、一般化すれば、実践上の法実証主義——悪法も法であり、それに服従すべきだ——を帰結しかねない。

しかし、皇帝への実力による抵抗を控えるべきだとの本書での主張にもかかわらず、カトリックとルター派との和解への努力が破綻した一五三〇年のアウグスブルクの帝国議会後に、皇帝がルター派に対して武器をとるよう命じた際には、ルターは皇帝の命令に従うべきではないと主張し、さらに、皇帝への抵抗が正当化されるかは、神学者ではなく法律家が判断すべき問題であると主張するに至る。ルター派諸侯の共同防衛協定であるシュマルカルデン同盟も、支持可能となる。<sup>(7)</sup>一般論として実践上の法実証主義を語ることは、ルターの真意ではなかったであろう。法律家の判断につねに従うべきであるとも、彼は本書で主張してはいない。

他方、信仰は各人の良心の問題だ——すべての信徒は等しく神の祭司だ（ペトロの第一の手紙2・9）——とする彼の核心的主張と、信仰の問題に関する彼の実際の言動とがどこまで調和しているかという論点もある。

一五三〇年のアウグスブルクの帝国議会ではローマ教会とルター派、ツウイングリ派の妥協点が探られたが、この努力が水泡に帰したについては、妥協を断固拒否するルターのかたくなさが貢献した。<sup>(8)</sup>主な妥協点の一つは、聖餐の際のパンとワインが、キリストの身体と血そのものなのか（ルター派）、キリストの身体と血を象徴しているのか（ツウイングリ派）、パンとワインは表面的な事象にとどまりその本質がキリストの身体と血であるの

か（カトリック）、という見解の対立であった。キリスト者でない者にとつてはどちらでもよさそうな気がするものではあるが、結局この対立が収束することはなく、その後のシユマルカルデン戦争（一九四六一四七）、さらには三十年戦争（一六一八一四八）へと至ることになる。

世俗の権力が信仰の領域に及ぶことはあり得ないこと、強制によって靈魂が救われるはずのないことについては、ルターの主張は正鵠を得ているように思われる。キリスト教世界全体の包括的な改革を直接に目指すのではなく、特定の君侯の庇護を得ることでその領邦での改革を進めようとする彼の方針が、世俗権力による教会（信徒の共同体）への干渉のリスクを包蔵していたことは否定し得ないが。

ただ、精神の領域において、みずからの主張が説得によつて他者の信仰を揺るがし、自身の信仰へと導くことができるその力については、ルターは過剰な自信を抱いていたように思われる。聖体拝領が何を意味するか、それは相互に比較不能な価値観に基づき相容れることのない対立であり、論証や説得によつて決着がはかられる問題ではない。信仰は各人の良心の問題だと彼の主張は、信仰に関する問題についても他者を説得することは可能であるとの彼の過剰な信念と不可分に結びついており、それが妥協を拒むかたくなさへと彼を導いていたように思われる。

そして、現世での血みどろの闘争を導きかねないそうした態度の背景には、殉教を恐れず、むしろそれを希求する彼の信念が控えていた可能性がある。

## 五 むすびにかえて

真の信仰の獲得に関するルターの議論は、現代の法哲学者ロナルド・ドゥオーキンの提唱したプロテスタント的解釈観のモデルとなつている。ドゥオーキンは、実定法と道徳との区分を原理的に否定する。何が従うべき法か、という問題は、過去の法令や判例・実例の総体をよりよく説明し、正当化し得る道徳理論は何か、という観点から一元的に説明されるべきであり、そうした道徳理論の構築は個々の市民が自身の責任においてなすべきものである。教会秩序の権威を全否定するルターの教説と、実定法の権威を全否定するドゥオーキンの解釈理論とは、たしかに重なり合う。

信仰の問題については、たしかに自己の良心以外の権威を認めるべき理由は乏しい。自らが真摯に信ずるもの以外に、自身が救われる信仰はあり得ないという内在的観点からも、また、比較不能な根本的価値観が対立・抗争するこの世に平和を実現するためには、「真の信仰」を人々に強制する権威を認めるべきではないという外在的観点からも、そうである。

他方で、実定法が実践的権威として機能する余地を認めないドゥオーキンの立場は、およそ法の存在意義を全否定するかに見える。それが、この世における法の役割を的確に把握する視点と言えるであろうか。きわめて疑わしい。

- (1) クレーメン版では、*Luthers Werke in Auswahl*, ed. Otto Clemen (Walther de Gruyter & Co., 1959), vol. 2, pp. 360-94 に 'Von weltlicher Obrigkeit, wie weit man ihr Gehorsam schuldig sei' として収められている。邦訳として吉村善夫訳『現世の主権について』(岩波文庫、一九五四)がある。ただし、以下での引用は、必ずしもこの邦訳にしたがっていない。
- (2) この教説は信仰に関して、ローマ教会を含むあらゆる階層的教会秩序の權威を全否定することを含意する。何が真の信仰であるかは、個々のキリスト者が自己の責任において判断すべきことがらである。
- (3) 新約聖書の訳は、新約聖書翻訳委員会訳『新約聖書』(岩波書店、二〇〇四)にしたがっている。
- (4) 同様の理解は、キリスト教を主たる淵源とする平和主義 (Pacism) についても広く受け入れられている。悪に対して抵抗せず、自らは決して実力を行使しないという平和主義は、真のキリスト者(のみ)による新たな社会を創造することを目指すもので、戦争と平和の問題について直ちに適用可能な助言を現世の権力に対して行おうとするものではない。真のキリスト者が稀少な世界に関する平和主義者の展望は概して悲観的である。この点については、たとえば Theodore J. Koontz, 'Christian Nonviolence: An Interpretation', in *The Ethics of War and Peace: Religious and Secular Perspectives*, ed. Terry Nardin (Princeton University Press, 1996), p. 170 参照。憲法九条の文言を根拠に、国民の生命・財産の保全のための実力組織の維持を一切否定する日本流の絶対平和主義は、理想の世界と現世とを混同するもので、平和主義の潮流の中でも突出した主張である。
- (5) 次節で見るように、世俗の支配者が悪人でないというわけではない。むしろ、悪人であることが多い。
- (6) 法の支配のこうした限界については、さしあたり、拙著『法とは何か』(増補新版)(河出書房新社、二〇一五)第九章参照。いかに行動するか、いかに生きるかは、本来は各自が自律的に判断すべきものである。法はそうした実践理性の判断過程を簡易化する補助手段に過ぎない。道具にとらわれるのは、偶像崇拜である。
- (7) Lyndal Roper, *Martin Luther: Renegade and Prophet* (Vintage, 2016), p. 344; cf. Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought*, volume 2 (Cambridge University Press, 1978), p. 17.
- (8) Roper, *ibid.*, pp. 321-342.
- (9) 領邦ごとにその臣民は、Landeskircheを構成する。旧勢力との全面対決を回避し、改革勢力の生き残りを図るためにはや

むを得ない選択であったと考えられる。ローマ教会を頂点とする教会組織の権威と権力を否定し、信者の共同体としての「教会」、つまり教会法の制定・執行を含めて、何らの支配権限をも有しない「教会」のみを認めるとき、実際上は避けがたい帰結であろう。もはや教皇と皇帝とは並行する「二つの剣」ではなく、この世における支配権限はすべて世俗の君侯に属する（*Quentin Skinner, The Foundations of Modern Political Thought, volume 2 (Cambridge University Press, 1978), p. 15*）。

(10) ドゥオーキンの解釈理論については、さしあたり、拙著『法とは何か』（増補新版）（河出書房新社、二〇一五）第八章および同『憲法の理性』（増補新装版）（東京大学出版会、二〇一六）第一章参照。

（早稲田大学大学院法務研究科教授）